第 449 号

READAS リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1995年) 平成7年10月26日 木曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3－1－10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

♤非常勤役員の半年払報酬

Q：私は会社のオーナーですが、妻を非常勤の役員にしています。

非常勤の役員に対しては、報酬の支給は毎月とはせず、年2回に分けて支給しています。このような支給形態だと賞与として取り扱われるのでしょうか。

A：非常勤役員が他に定期の給与を受けておらず、毎年所定の時期に定額を支給する旨の定めにより支給されている場合には、報酬として取り扱われます。

金額については、過大役員報酬と判断されないか検討する必要もあります。

【解説】

法人税では、臨時的な給与は原則として賞与として取り扱われますが、臨時的な給与であっても、他に定期の給与の支給を受けていない非常勤役員等に対し継続して毎年所定の時期に定額を支給する旨の定めに基づいて支給するものは、報酬として取り扱うこととされています。

ただし、支給する額が利益に一定の割合を乗ずる方法により算出することとなっている場合には、役員賞与とされます。

ご質問の場合、支給金額についてはわかりませんが、貴社の業種、規模、職務内容等に照らし適正報酬額を超える場合には、その超える部分の金額については税務上損金の額に算入されませんので、この点についても注意を払う必要があります。